

平成20年9月 2日

## 免状を持たない者による液化石油ガス設備工事に関する (株)ミツウロコに対する嚴重注意について

原子力安全・保安院は、株式会社ミツウロコ(液化石油ガス販売事業者)の職員が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する液化石油ガス設備士免状を有せずに、液化石油ガス設備の工事の作業を約2年間計182件行っていたことが判明したことから、同社に対し嚴重注意しましたので、お知らせします。

### 1. 経緯

平成20年7月23日、東京都の一般住宅において、風呂釜を点火したところ、爆発音とともに屋外のマンホールの蓋が飛び上がる事故(人損・物損なし)が発生しました。

同消費者宅に液化石油ガスを供給している(株)ミツウロコ(本社東京都千代田区)が、事故内容について調査したところ、事故原因は風呂釜の接続部のアダプターの取り替えを行った際、締め付け不足により微少漏えいしたガスが排水溝に滞留していたためと判明した旨原子力安全・保安院(以下「当院」という。)報告がありました。

この際、事故原因ではないものの、当該消費者宅の浴室に係るガス栓の取り替え工事を行った者が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「法」という。)に規定する液化石油ガス設備士(以下「設備士」という。)の免状を有していなかった旨当院に報告がありました。ガス栓等の交換作業は、法により設備士の免状を有した者が行うことが義務付けられている液化石油ガス設備工事(以下「設備工事」という。)であることから、当院は、同社に対して立入検査を実施するとともに、同様の事例がないか全事業所について調査することを指示しました。

その結果、免状を持たない者が設備工事を行っていたのは1事業所、1名(上記の者)だけであるものの、約2年間にわたって182件実施していたことが判明しました。(なお、当該182件については、有資格者による再点検を実施し、状態に問題がないことを確認。)

### 2. 当院の対応

当院は、同社が設備工事に従事する者の資格の有無についての確認を怠り、その結果として上記の違反を看過してきたのは遺憾でありますので、同社に対して、厳重に注意するとともに、再発防止対策の策定およびその報告を求めることとしました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課

担当者：田村、眞壁

電話：03 - 3501 - 1511 (内線 4951 ~ 3)

03 - 3501 - 1672 (直通)